

東京都市計画自動車ターミナルの決定

都市計画第 7 号八重洲一丁目バスターミナルを次のように決定する。

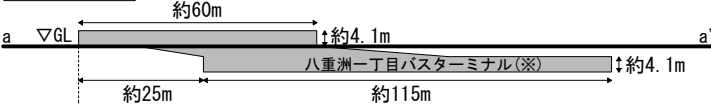
種別	名称		位置	面積	備考
	番号	ターミナル名			
バスターミナル	第 7 号	八重洲一丁目 バスターミナル	中央区 八重洲 一丁目地内	約 0.5ha	階層 地下 1 層（地下 1 階） 駐車場所数 約 7 バース 一般自動車ターミナル
	立体的な範囲		中央区八重洲一丁目地内において立体的な範囲を定める（面積約 0.5ha を対象）		

「区域及び立体的な範囲は計画図表示のとおり」

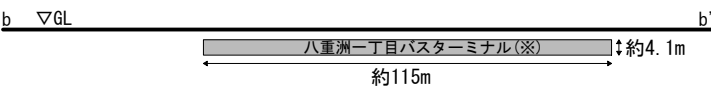
理由：都市再生特別地区（八重洲一丁目 6 地区）の区域内において、東京の玄関口に相応しい国際化に対応した東京駅前の交通結節機能の強化を図るため、バスターミナルを決定する。

東京都市計画自動車ターミナル 第7号八重洲一丁目バスターミナル 計画図

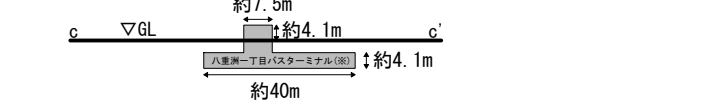
a-a' 断面図



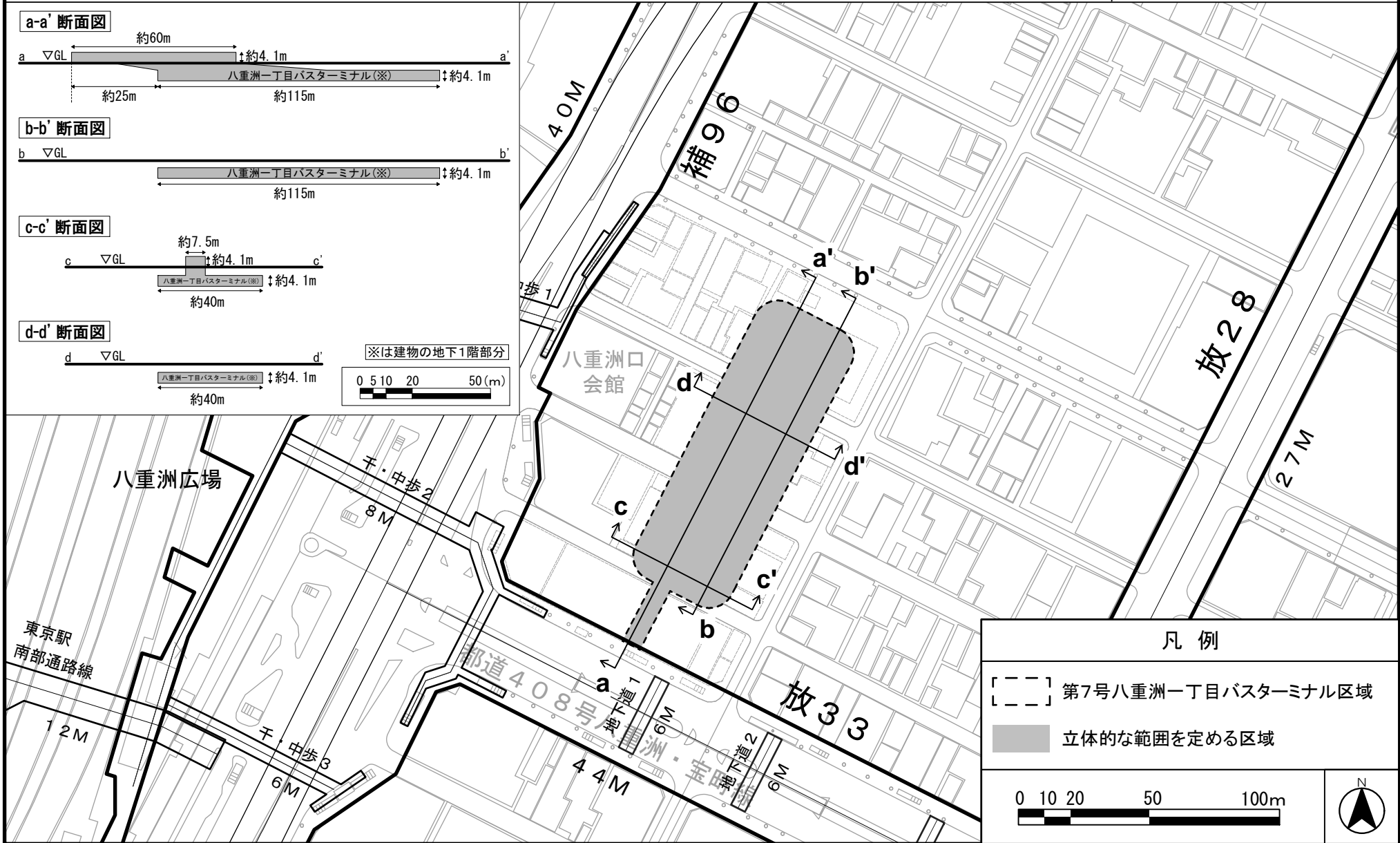
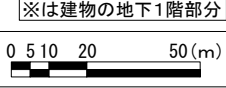
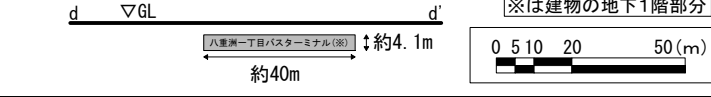
b-b' 断面図



c-c' 断面図



d-d' 断面図



凡例

- [- - -] 第7号八重洲一丁目バスターミナル区域
- 立体的な範囲を定める区域



無断複写を禁ずる。
(承認番号)26都市基交測第242号・26都市基交測第292号
(利用許諾番号)MMT 利許第083号-30・MMT 利許第083号-36

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。
ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。
(承認番号)26都市基街測第220号、平成27年1月26日

国家戦略都市計画建築物等整備事業を定める理由書

1 種類・名称

東京都市計画自動車ターミナル

第7号八重洲一丁目バスターミナル

2 理由

国家戦略特別区域に関する区域方針では、東京圏の目標として、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックも視野に、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的ビジネス拠点を形成するとともに、創薬分野等における起業・イノベーションを通じ、国際競争力のある新事業を創出することとなっている。

さらに、都市再生特別措置法に基づく整備計画では、国際空港及び地方都市とのアクセスを強化する大規模バスターミナルの整備を通じて、国際的なビジネス機能等を備えた拠点としてふさわしい、にぎわいと魅力のある都市空間を形成することとされている。

今回、都市再生特別地区（八重洲一丁目6地区）の区域内において、東京の玄関口に相応しい国際化に対応した東京駅前の交通結節機能の強化を図るため、区域面積約0.5haのバスターミナルの決定をすることとし、国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めるものである。